

(別紙)

## 気象警報発令等、大地震発生・津波注意報及び警報発令時の対応について

平成 29 年 6 月 28 日

岩手県立住田高等学校

### 1 気象警報発令等（風水害等対策）への対応について

#### (1) 生徒の登校前の判断について

##### ア 臨時休校の基準等について

	気象状況	判断する時間	臨時休校とする場合の基準	基準としないが、気象状況等を踏まえて校長が臨時休校を判断する場合	
a	大雨・台風接近	前日	住田町に避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合	今後、風水害等による被害及び公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合	
b				朝 6 時 30 分	住田町（大船渡地域）に対して、「大雨・洪水警報」等が発令されている状況があり、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
c					朝 6 時 30 分の時点で警報が発令されていないものの、公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
d					降雪量等の状況等によって、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
e	大雪	随時			

##### イ 気象警報が発令されているものの「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されていない場合及び校長による臨時休校の判断がなされていない場合の生徒の登校について

・ 生徒は安全を確かめて登校すること。
・ ただし、交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、 <u>保護者の判断</u> で自宅待機とすること。

#### (2) 生徒の登校後の判断について

学校において警報等の発令を確認し、公共交通機関の運行状況等も踏まえ、校長の判断により、生徒を下校させること。

#### (3) 風水害発生等の危険性がある場合の事前連絡について

風水害発生等の危険性のために、翌日に臨時休校の判断をする可能性がある場合については、前日段階で事前の予告連絡を「インターネットを活用したお知らせシステム (e メッセージ Pro2)」（以下、「電子メール」という。）により、行うこと。

## 2 大地震、津波注意報及び警報発令等（大地震、津波対策）への対応について

### （1）臨時休校について

ア 住田町で大地震（以下「震度6程度以上」を大地震という。）が発生した場合	交通機関や道路の状況等も勘案し、随時、 <u>臨時休校の必要性について校長が判断すること。</u>
イ 津波注意報及び警報が発令された場合	特別な状況にある場合を除き、 <u>臨時休校にはならないこと。</u>

### （2）登校前等、生徒が自宅にいる時に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

ア 住田町及び生徒が居住する地域において大地震が発生した場合、生徒は <u>自宅待機</u> とすること。
イ 津波注意報及び警報が発令された場合、 <u>浸水想定区域に居住する生徒及び浸水想定区域を通らなければ登下校できない生徒については、津波注意報及び警報が解除されるまで、自宅待機</u> とすること。
ウ 交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、 <u>保護者の判断で自宅待機</u> とすること。
エ 自宅待機中の避難の有無を含めた生徒の安全確保については、各家庭での対応をお願いすること。

### （3）生徒が登校途中に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

ア 速やかに身の安全を図り、安全な方法で登校するか、安全な方法で帰宅すること。
イ 登校も帰宅もできない場合、速やかに安全な場所に避難し学校や保護者に連絡すること。

### （4）在校時（休日の部活動や対外試合等参加中も含む）に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

ア 大地震が発生した場合、安全を確保した上で、生徒を帰宅させること。ただし、安全確保ができない場合や、交通機関の確保が難しい場合には、帰宅させず生徒の身柄を学校で預かること。
イ 津波警報が発令された場合、 <u>浸水想定区域に居住する生徒及び浸水想定区域を通らなければ帰宅できない生徒については、帰宅させず身柄を学校で預かること。</u> それ以外の区域に居住する生徒については、安全を確保した上で、帰宅させること。
ウ 津波注意報が発令された場合、必要に応じて津波警報が発令された場合に準じた対応を行うこと。

## 3 その他

### （1）気象状況及び大地震等を起因として、生徒の登校が難しい場合の出欠等の取扱いについて

・ 自宅待機（自宅学習）とし、 <u>公認欠席扱い</u> とすること。	保護者は、 <u>学校へ連絡</u> すること。
・ 交通機関の遅れによる遅刻については、 <u>公認遅刻扱い</u> とすること。	

### （2）臨時休校等の緊急連絡について

- ア 電子メールにより、学校から生徒及び保護者に対して連絡すること。
- イ 電子メールでの連絡をするとともに、学校から担任等を通じて、電話等で保護者に対して連絡すること。